

事務連絡
令和2年2月28日

各務原市内指定居宅介護支援事業所
同 指定介護予防支援事業所 管理者 様

各務原市健康福祉部介護保険課長

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係るモニタリング等の取り扱いについて（通知）

平素より各務原市介護保険行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、各務原市内の居宅介護支援事業所におけるモニタリング等の取り扱いについて、下記の通り通知します。

記

1 モニタリングについて

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、やむを得ず利用者の居宅を訪問しての状況の把握が出来ない場合は、利用者宅の玄関越しの聞き取りや、電話やFAXによる情報把握等、面談に代わる方法で状況を把握して差し支えないものとします。
- この場合でも、必要な時には感染防止を徹底したうえで、利用者の居宅を訪問することも含めた対応をお願いします。
- 面談に代わる方法で状況把握をした場合は、その理由等を記録し、5年間保存してください。
- 面談に代わる方法で状況把握をした場合は、新型コロナウイルス感染症が収束した後、速やかに利用者の居宅を訪問して状況を把握するなど、適切なフォローをお願いします。

2 サービス担当者会議について

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、やむを得ずサービス担当者会議に利用者や家族その他が参加出来ない場合は、電話やFAX等により利用者の状況等についての情報及び居宅サービス計画等原案の内容等を把握共有し、意見を求めて差し支えないものとします。
- 利用者や家族その他が参加しない方法でサービス担当者会議を開催した場合は、その理由等を記録し、5年間保存してください。

お問い合わせ先	各務原市健康福祉部介護保険施設設指導係
電話番号	058-383-2067（直通）
FAX	058-383-6365（市代表）
Eメール	kaigo★city.kakamigahara.gifu.jp（課代表）

（メール送信時は★を@に置き換えてください）